

議案第八三号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を  
改正する条例について  
三朝町職員  
の給与に関する条例の一部を別紙のとおり  
改正する

昭和三十九年九月二十六日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和卅九年九月廿八日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

「（寒冷地手当）」

第十二条 寒冷地手当は町長が定める日（以下「基準日」という。）に町内に在勤する職員（町長が定める職員を除く。）に対して支給する。

2. 寒冷地手当の支給額は基準日現在において職員が受けるべき給料の月額と、扶養手当、暫定手当の月額との合計額に百分の二十を乗じて得た額とする。

3. 町内に豪雪があつた場合においては町長が定める。当該豪雪に係る地域に町長が定める期間内に在勤する職員（町長が定める職員を除く。）で第一項の規定により、寒冷地手当の支給を受けたもの（当該支給額のほか二千五百円をこえない範囲内で町長が定める額を寒冷地手当として支給する。）

第十三条の二第二項及び第三項中

「期末手当」の次に「寒冷地手当」を加える。

附 則

1. この条例は公布の日から施行し、昭和三十九年度において支給する寒冷地手当より適用する。
2. この条例による改正前の条例の規定に基づいて昭和三十九年八月十五日支払われた寒冷地手当は改正後の条例による寒冷地手当の内払いとみなす。